

電波法関係手数料令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）

改正後		現行																	
（定義等） 第一条 この政令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 一五（略） 六 「電子申請等」とは、電波法（以下「法」という。）第二百二条の十九第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し、て行う同項各号に掲げる手続又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。 二四（略） （無線局の免許申請手数料） 第二条 法 第六条の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。 <table><tr><td>無線局の種別</td><td>基本送信機の規模（空中線電力による。）</td><td>新たな免許の申請手数料（単位円）</td><td>再免許の申請手数料（単位円）</td></tr><tr><td>（無線局の種別）</td><td>（基本送信機の規模（空中線電力による。））</td><td>（新たな免許の申請手数料（単位円））</td><td>（再免許の申請手数料（単位円））</td></tr></table>		無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	新たな免許の申請手数料（単位円）	再免許の申請手数料（単位円）	（無線局の種別）	（基本送信機の規模（空中線電力による。））	（新たな免許の申請手数料（単位円））	（再免許の申請手数料（単位円））	（定義等） 第一条 この政令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 一五（同上） （新設） 二四（同上） （無線局の免許申請手数料） 第二条 電波法（以下「法」という。）第六条の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。 <table><tr><td>無線局の種別</td><td>基本送信機の規模（空中線電力による。）</td><td>新たな免許の申請手数料（単位円）</td><td>再免許の申請手数料（単位円）</td></tr><tr><td>（無線局の種別）</td><td>（基本送信機の規模（空中線電力による。））</td><td>（新たな免許の申請手数料（単位円））</td><td>（再免許の申請手数料（単位円））</td></tr></table>		無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	新たな免許の申請手数料（単位円）	再免許の申請手数料（単位円）	（無線局の種別）	（基本送信機の規模（空中線電力による。））	（新たな免許の申請手数料（単位円））	（再免許の申請手数料（単位円））
無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	新たな免許の申請手数料（単位円）	再免許の申請手数料（単位円）																
（無線局の種別）	（基本送信機の規模（空中線電力による。））	（新たな免許の申請手数料（単位円））	（再免許の申請手数料（単位円））																
無線局の種別	基本送信機の規模（空中線電力による。）	新たな免許の申請手数料（単位円）	再免許の申請手数料（単位円）																
（無線局の種別）	（基本送信機の規模（空中線電力による。））	（新たな免許の申請手数料（単位円））	（再免許の申請手数料（単位円））																

（傍線部分は改正部分）

一				二
船舶局（総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。）及び航空機局				総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局
一〇ワット以下のもの	一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	五〇〇ワットを超えるもの	一〇ワット以下のもの
六、九〇〇	九、八〇〇	一五、八〇〇	三三、〇〇〇	四、三五〇
三、二〇〇				一、九〇〇

一				二
船舶局（総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。）及び航空機局				総トン数五〇〇トン未満の漁船の船舶局
一〇ワット以下のもの	一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	五〇ワットを超え五〇〇ワット以下のもの	五〇〇ワットを超えるもの	一〇ワット以下のもの
七、一〇〇	一〇、〇〇〇	一五、九〇〇	三三、一〇〇	四、六〇〇
三、三五〇				二、一〇〇

四				三
船舶の無線局 で無線設備が 遭難自動通報 設備又はレー ダーのみのも の及び航空機 の無線局で無 線設備がレー ダーのみのも の 基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局及 び多重放送を する無線局を 除く。）				
の	一〇ワットを 超え一〇〇ワ ット以下のも	三ワットを超 え一〇ワット 以下のもの	〇・一ワット を超え三ワッ ト以下のもの	〇・一ワット 以下のもの
	九六、一〇〇	五四、二〇〇	三九、〇〇	九、一〇〇
				四、三五〇
				一、九〇〇
				四、九〇〇

四				三
船舶の無線局 で無線設備が 遭難自動通報 設備又はレー ダーのみのも の及び航空機 の無線局で無 線設備がレー ダーのみのも の 基幹放送局（ テレビジョン 基幹放送局及 び多重放送を する無線局を 除く。）				
の	一〇ワットを 超え一〇〇ワ ット以下のも	三ワットを超 え一〇ワット 以下のもの	〇・一ワット を超え三ワッ ト以下のもの	〇・一ワット 以下のもの
	九六、四〇〇	五四、三〇〇	三九、一〇〇	九、七〇〇
				四、六〇〇
				二、一〇〇
				五、二〇〇

五					
テレビジョン 基幹放送局					
一〇〇ワット を超え一キロ ワット以下の もの	一キロワット を超えるもの	〇・一ワット 以下のもの	〇・一ワット を超え三ワッ ト以下のもの	三ワットを超 え一〇ワット 以下のもの	一〇ワットを 超え一〇〇ワ ット以下のもの
一一八、二 〇〇	一五〇、六 〇〇	一一、〇〇 〇	四五、二〇 〇	七二、八〇 〇	一二七、二 〇〇
五、七〇〇					

五					
テレビジョン 基幹放送局					
一〇〇ワット を超え一キロ ワット以下の もの	一キロワット を超えるもの	〇・一ワット 以下のもの	〇・一ワット を超え三ワッ ト以下のもの	三ワットを超 え一〇ワット 以下のもの	一〇ワットを 超え一〇〇ワ ット以下のもの
一二二、七 〇〇	一五四、二 〇〇	一一、三〇 〇	四六、二〇 〇	七六、八〇 〇	一三〇、八 〇〇
六、〇〇〇					

八	七			六			
アマチュア無線局	実験等無線局（基幹放送局を除く。以下同じ。）			多重放送をする無線局			
五〇ワット以下のもの	五〇〇ワットを超えるもの	の	五〇ワットを超える五〇〇ワット以下のもの		一キロワットを超えるもの	一〇〇ワットを超える一キロワット以下のもの	
四、〇五〇	二四、九〇		一一、三〇	九、二〇〇	一六七、五〇〇	一五二、三〇〇	
二、八五〇				三、〇五〇			

八	七			六			
アマチュア無線局	実験等無線局（基幹放送局を除く。以下同じ。）			多重放送をする無線局			
五〇ワット以下のもの	五〇〇ワットを超えるもの	の	五〇ワットを超える五〇〇ワット以下のもの		一キロワットを超えるもの	一〇〇ワットを超える一キロワット以下のもの	
四、三〇〇	二五、〇〇		一一、四〇	九、三〇〇	一六七、八〇〇	一五二、四〇〇	
三、〇五〇				三、五五〇			

2

電子申請等による

九 局 その他の無線							
五〇ワットを 超えるもの	一ワット以下 のもの	一ワットを超 え五ワット以 下のもの	五ワットを超 え一〇ワット 以下のもの	一〇ワットを 超え五〇ワッ ト以下のもの	五〇ワットを 超え五〇〇ワ ット以下のもの	五〇〇ワット を超えるもの	
八、〇〇〇	三、四五〇	三、七〇〇	六、二〇〇	一四、五〇	二五、四〇	三〇、一〇	〇
	一、四〇〇	二、七〇〇	四、二〇〇	五、五〇〇	八、四〇〇	一一、二〇	〇

2

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法

九 局 その他の無線							
五〇ワットを 超えるもの	一ワット以下 のもの	一ワットを超 え五ワット以 下のもの	五ワットを超 え一〇ワット 以下のもの	一〇ワットを 超え五〇ワッ ト以下のもの	五〇ワットを 超え五〇〇ワ ット以下のもの	五〇〇ワット を超えるもの	
八、一〇〇	三、五五〇	四、二五〇	六、七〇〇	一四、六〇	二五、五〇	三〇、二〇	〇
	一、九五〇	三、三五〇	四、九五〇	六、七〇〇	九、七〇〇	一一、七〇	〇

表一の項	六、九〇〇	四、四〇〇
	三、二〇〇	二、一五〇
	九、八〇〇	六、八〇〇
	一五、八〇〇	九、七〇〇
	三三、〇〇〇	二〇、一〇〇
表二の項	四、三五〇	二、五〇〇
	一、九〇〇	一、二五〇
	六、五〇〇	四、一五〇
	一〇、四〇〇	六、五〇〇
	四、三五〇	二、八〇〇
表三の項	一、九〇〇	一、二五〇
	九、一〇〇	六、四〇〇
	四、九〇〇	三、〇五〇
	三九、〇〇〇	二七、五〇〇
	五四、二〇〇	三七、八〇〇
表四の項	九六、一〇〇	六七、八〇〇
	一一八、二〇〇	八八、五〇〇

表一の項	七、一〇〇	四、九〇〇
	三、三五〇	二、四〇〇
	一〇、〇〇〇	七、二〇〇
	一五、九〇〇	一一、五〇〇
	三三、一〇〇	二四、〇〇〇
表二の項	四、六〇〇	二、九五〇
	二、一〇〇	一、三五〇
	六、七〇〇	四、八五〇
	一〇、五〇〇	七、五〇〇
表三の項	四、六〇〇	三、三〇〇
	二、一〇〇	一、三五〇
表四の項	九、七〇〇	七、五〇〇
	五、二〇〇	三、七〇〇
	三九、一〇〇	二八、四〇〇
	五四、三〇〇	三九、〇〇〇
	九六、四〇〇	六八、九〇〇
	一二二、七〇〇	九五、〇〇〇

表五の項										表六の項			表七の項			表八の項			表九の項			
一五〇、六〇〇 一一、〇〇〇 五、七〇〇 四五、二〇〇 七二、八〇〇 一二七、二〇〇 一五一、三〇〇 一六七、五〇〇 九、二〇〇 三、〇五〇 六、六〇〇 三、五五〇 一一、三〇〇 二四、九〇〇 四、〇五〇 二、八五〇 八、〇〇〇 三、四五〇 一、四〇〇 三、七〇〇 二、七〇〇 六、二〇〇										一一七、五〇〇 五、五〇〇 一、九五〇 三、七五〇 二、二五〇 七、六〇〇 一六、六〇〇			二、七五〇 一、七〇〇 五、四〇〇 二、一〇〇 一、〇五〇 二、三五〇 一、六五〇 三、七五〇			一一一、一〇〇 八、三〇〇 三、七〇〇 三一、六〇〇 五一、一〇〇 八九、九〇〇 一〇六、四〇〇						

表五の項										表六の項		表七の項		表八の項		表九の項							
一五四、二〇〇	一一七、二〇〇	八、六〇〇	四、三〇〇	三三、六〇〇	五五、七〇〇	七六、八〇〇	一三〇、八〇〇	一五二、四〇〇	一六七、八〇〇	九、三〇〇	三、五五〇	六、七〇〇	四、七五〇	一二、四〇〇	二五、〇〇〇	四、三〇〇	三、〇五〇	八、一〇〇	三、五五〇	一、九五〇	四、二五〇	三、三五〇	六、七〇〇
一一七、二〇〇	八、六〇〇	四、三〇〇	三三、六〇〇	五五、七〇〇	九四、二〇〇	一〇八、九〇〇	一一九、六〇〇	六、二〇〇	二、三五〇	四、五〇〇	三、五〇〇	八、三〇〇	一七、三〇〇	二、九〇〇	一、九五〇	五、五〇〇	二、五五〇	一、五〇〇	三、〇五〇	二、四〇〇	四、五〇〇		

3 前二項の規定にかかわらず、法第十五条の総務省令で定める簡易な手続に従い、法第二十七条の十五第三項の認定計画に従つて開設する特定基地局の免許（再免許を除く。）の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、その基本送信機の規模に従い、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の甲表による額とし、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の乙表による額とする。

基本送信機の規模（空中線電力による。）	単位円）	免許申請手数料（
一 一ワット以下のもの	二、八五〇	
二 一ワットを超え五ワット以下のもの	三、四五〇	
三 五ワットを超え一〇ワット以下のもの	五、三〇〇	
四 一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	八、二〇〇	

3 前二項の規定にかかわらず、法第十五条の総務省令で定める簡易な手続に従い、法第二十七条の十五第三項の認定計画に従つて開設する特定基地局の免許（再免許を除く。次項において同じ。）の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、その基本送信機の規模に従い、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の甲表による額とし、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の乙表による額とする。

基本送信機の規模（空中線電力による。）	免許申請手数料（単位円）
一 一ワット以下のもの	二、九〇〇
二 一ワットを超え五ワット以下のもの	三、五五〇
三 五ワットを超え一〇ワット以下のもの	五、四〇〇
四 一〇ワットを超え五〇ワット以下のもの	九、八〇〇

	もの	
五	五〇ワットを超えるもの	一四、八〇〇

乙表

	基本送信機の規模（空中線電力による。）	免許申請手数料（単位円）
一	〇・一ワット以下のもの	六、一〇〇
二	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	一九、二〇〇
三	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	二六、二〇〇
四	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	四五、六〇〇
五	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	六五、三〇〇
六	一キロワットを超えるもの	七九、六〇〇

4 電子申請等による

場合における前

項の規定の適用については、同項の甲表中「二、八五〇」とあるのは「一、八〇〇」と、「三、四五〇」とあるのは「二、三〇〇」と、「五、三〇〇」とあるのは「三、三五〇」と、「八、二〇〇」とあるのは「五、七〇〇」と、「一四、八〇〇」とあるのは「一〇、六〇〇」と、同項の乙表中「六、一〇〇」とあるのは「四、五〇〇」と、「一九、二〇〇」とあるのは「一三、八〇〇」と、「二六、二〇〇」とあるのは「一八、六〇〇」と、「四五、六〇〇」とあるのは「三二、二〇〇」と

	もの	
五	五〇ワットを超えるもの	一六、五〇〇

乙表

	基本送信機の規模（空中線電力による。）	免許申請手数料（単位円）
一	〇・一ワット以下のもの	七、七〇〇
二	〇・一ワットを超え三ワット以下のもの	二〇、八〇〇
三	三ワットを超え一〇ワット以下のもの	二七、九〇〇
四	一〇ワットを超え一〇〇ワット以下のもの	四八、三〇〇
五	一〇〇ワットを超え一キロワット以下のもの	六六、七〇〇
六	一キロワットを超えるもの	八一、二〇〇

4 情報通信技術活用第六条第一項の規定により同項に規定する電子

情報処理組織を使用して特定基地局の免許を申請する場合における前項の規定の適用については、同項の甲表中「二、九〇〇」とあるのは「二、〇〇〇」と、「三、五五〇」とあるのは「二、四五〇」と、「五、四〇〇」とあるのは「三、五〇〇」と、「九、八〇〇」とあるのは「七、一〇〇」と、「一六、五〇〇」とあるのは「一一、九〇〇」と、同項の乙表中「七、七〇〇」とあるのは「六、八〇〇」と、「二〇、八〇〇」とあるのは「一六、六〇〇」と、「二七、九〇〇」とあるのは「二二、八〇〇」と、「四八、三〇〇」とあるのは「三七、〇〇〇」と

〇〇」と、「六五、三〇〇」とあるのは「五一、二〇〇」と、「七九
六〇〇」とあるのは「六〇、九〇〇」とする。

(落成後の検査手数料)

第三条 一台のみの送信機を有する無線局について法第十条の規定による検査（以下「落成後の検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について落成後の検査が同時に行われるときには、当該基本送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

(表省略)

2 二台以上の送信機を有する無線局について落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に応ずる次の表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について落成後の検査が同時に行われるときには、当該送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

(表省略)

3 前二項の規定にかかわらず、多重放送をする無線局について落成後

〇〇」と、「六六、七〇〇」とあるのは「五五、二〇〇」と、「八一
二〇〇」とあるのは「六五、五〇〇」とする。

(落成後の検査手数料)

第三条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。

（表省略）

4 前三項の規定にかかわらず、同一の超短波放送若しくはテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする二以上の無線局について又は超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局及びその放送の電波に重畳して多重放送をする無線局について落成後の検査が同時に行われるときに当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一・二 （略）

5 前各項の規定にかかわらず、落成後の検査が法第十条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円（電子申請等により同条第一項の規定による落成の届出及び同条第二項の規定による書類の提出

をする場合にあつては、二

、四五〇円）とする。

（証明書交付請求手数料）

第三条の二 法第十四条の二又は第二十七条の二十三の規定による書面の交付を請求する者が納めなければならない手数料の額は、四八〇円

4 （同上）

5 前各項の規定にかかわらず、落成後の検査が法第十条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十条第二項の書類に係る電磁的記録を添えて同条第一項の届出をする場合にあつては、二、四五〇円）とする。

（新設）

（電子申請等による場合にあつては、四四〇円）とする。

（変更検査手数料）

第四条 法第十八条の規定による検査（法第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更に係る検査を除くものとし、以下「変更検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別に従い、次の甲表による額とし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合にあつては、同表による額に、当該変更検査を受ける各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に應ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額。以下同じ。）を加算した額とする。ただし、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る第二十条の規定による手数料の額に相当する額（当該無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額。以下この項及び次項において「定期検査手数料相当額」という。）のいずれをも超えないものとする。

一・二 （略）

甲表（略）

2 二以上の無線局によつて共用されている装置に係る変更検査が当該装置を共用する二以上の無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該変更検査に係る同項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とし、当該変更検査と併せて他の装置に係る変更検査を受ける場合にあつては、その額に、共用されている装置以外の各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模

（変更検査手数料）

第四条 （同上）

2 （同上）

に応ずる同項の乙表による額を加算した額とする。ただし、その除して得た額とその他の装置に係る手数料の額とを合算した額は、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る定期検査手数料相当額のいずれをも超えないものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする無線局及び超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局によつて共用されている装置に係る変更検査がこれらの無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

甲表・乙表 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、変更検査が法第十八条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円(電子申請等により同項の規定による書類の提出をする

場合にあつては、二、四五〇円)とする。

(検査等事業者の登録更新申請手数料)

第四条の二 法第二十四条の三第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一二、〇〇〇円(電子申請等による場合にあつては、一一、〇〇〇円

)とする。

(特定無線局の免許申請手数料)

3 (同上)

4 前三項の規定にかかわらず、変更検査が法第十八条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十八条第二項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、四五〇円)とする。

(検査等事業者の登録更新申請手数料)

第四条の二 法第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三、四〇〇円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新を申請する場合にあつては、一三、三〇〇円)とする。

(特定無線局の免許申請手数料)

第六条 法第二十七条の三の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、九、八〇〇円（再免許を申請する場合にあつては、四、四五〇円）とする。ただし、電子申請等による

場合にあつては、六、八〇〇円（再免許を申請する場合にあつては、二、九五〇円）とする。

（開設計画の認定申請手数料）

第七条 法第二十七条の十四第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三五、六〇〇円（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七三、五〇〇円）とする。

（削る）

（無線局の登録申請手数料）

第八条 法第二十七条の二十一第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、二五〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、二五〇円）とする。ただし、電子申請等による

場合にあつては、一、五〇〇円（再登録を申請する場合にあつては、七〇〇円）とする。

第九条 法第二十七条の三十二第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、八五〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、六五〇円）とする。ただし、電子申請等による

第六条 法第二十七条の三の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一〇、二〇〇円（再免許を申請する場合にあつては、四、八〇〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許を申請する場合にあつては、七、三〇〇円（再免許を申請する場合にあつては、三、三五〇円）とする。

（開設計画の認定申請手数料）

第七条 法第二十七条の十四第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七四、一〇〇円）とする。

2| 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合における前項の規定の適用については、同項中「一三七、一〇〇」とあるのは「一三六、八〇〇」と、「一七四、一〇〇」とあるのは「一七三、九〇〇」とする。

（無線局の登録申請手数料）

第八条 法第二十七条の二十一第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、三〇〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、四五〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、一、七〇〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、〇五〇円）とする。

第九条 法第二十七条の三十二第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、九〇〇円（再登録を申請する場合にあつては、一、八五〇円）とする。ただし、情報通信技術活用

る

場合にあっては、一、九五〇円（再登録を申請する場合にあっては、一、〇五〇円）とする。

（型式検定手数料）

第十条 法第三十七条の規定による検定を受ける者が納めなければならない手数料の額は、当該検定を受ける機器の種類に従い、次の表による額とする。ただし、総務大臣が告示をもつて定めるところにより当該検定に係る検定手続の一部を省略する場合にあっては、当該検定を受ける機器に係る同表による額の二分の一に相当する額とする。

機器	一〇三（略）		検定手数料 （単位円）
	四	法第三十三条の規定により備えなければならない無線設備の機器（三の項に掲げるものを除く。）	一五六メガヘルツから一五七・四五メガヘルツまでの周波数の電波を使用する無線電話の機器
	送受信機	一、一三九、三〇〇	送信機
			七八三、二〇〇

用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあっては、二、一五〇円（再登録を申請する場合にあっては、一、四〇〇円）とする。

（型式検定手数料）

第十条（同上）

機器	一〇三（同上）		検定手数料 （単位円）
	四	法第三十三条の規定により備えなければならない無線設備の機器（三の項に掲げるものを除く。）	一五六メガヘルツから一五七・四五メガヘルツまでの周波数の電波を使用する無線電話の機器
	送受信機	一、一三九、三〇〇	送信機
			七八三、二〇〇

船舶自動識別装置	地上無線航法装置	衛星無線航法装置	デジタル選択呼出装置	その他の周波数の電波を使用する無線電話の機器			受信機
				受信機	送信機	送受信機	
一、三六七、二〇〇	七五四、七〇〇	八六八、六〇〇	七二六、二〇〇	八四〇、一〇〇	一、〇八二、三〇〇	一、三三三、〇〇〇	七五四、七〇〇

船舶自動識別装置	地上無線航法装置	衛星無線航法装置	狭帯域直接印刷電信装置	デジタル選択呼出装置	その他の周波数の電波を使用する無線電話の機器			受信機
					受信機	送信機	送受信機	
一、三六七、二〇〇	七五四、七〇〇	八六八、六〇〇	七一一、九〇〇	七二六、二〇〇	八四〇、一〇〇	一、〇八二、三〇〇	一、三三三、〇〇〇	七五四、七〇〇

五・六（略）	その他のもの	
	八二五、九〇〇	

2 電子申請等による

場合における前項の規定の適用については、同項の表中「七四〇、四〇〇」とあるのは「七四〇、三〇〇」と、「一、六五二、一〇〇」とあるのは「一、六五二、〇〇〇」と、「九五四、一〇〇」とあるのは「九五四、〇〇〇」と、「一、一三九、三〇〇」とあるのは「一、一三九、二〇〇」と、「七八三、二〇〇」とあるのは「七八三、〇〇〇」と、「七五四、七〇〇」とあるのは「七五四、五〇〇」と、「一、三五三、〇〇〇」とあるのは「一、三五二、八〇〇」と、「一、〇八二、三〇〇」とあるのは「一、〇八二、二〇〇」と、「八四〇、一〇〇」とあるのは「八四〇、〇〇〇」と、「七二六、二〇〇」とあるのは「七二六、〇〇〇」と、「八六八、六〇〇」とあるのは「八六八、五〇〇」と、「一、三六七、二〇〇」とあるのは「一、三六七、一〇〇」と、「八二五、九〇〇」とあるのは「八二五、八〇〇」と、「一、二九六、〇〇〇」とあるのは「一、二九五、九〇〇」とする。

（登録証明機関の登録更新申請手数料）

第十一条 法第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一六、九〇〇円（電子申請等による

場合にあつては、一六、七〇〇円

五・六（同上）	その他のもの	
	八二五、九〇〇	

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子

情報処理組織を使用して検定の申請をする場合における前項の規定の適用については、同項の表中「七四〇、四〇〇」とあるのは「七四〇、三〇〇」と、「一、六五二、一〇〇」とあるのは「一、六五二、〇〇〇」と、「九五四、一〇〇」とあるのは「九五四、〇〇〇」と、「一、一三九、三〇〇」とあるのは「一、一三九、二〇〇」と、「七八三、二〇〇」とあるのは「七八三、〇〇〇」と、「七五四、七〇〇」とあるのは「七五四、五〇〇」と、「一、三五三、〇〇〇」とあるのは「一、三五二、八〇〇」と、「一、〇八二、三〇〇」とあるのは「一、〇八二、二〇〇」と、「八四〇、一〇〇」とあるのは「八四〇、〇〇〇」と、「七二六、二〇〇」とあるのは「七二六、〇〇〇」と、「七二一、九〇〇」とあるのは「七二一、八〇〇」と、「八六八、六〇〇」とあるのは「八六八、五〇〇」と、「一、三六七、二〇〇」とあるのは「一、三六七、一〇〇」と、「八二五、九〇〇」とあるのは「八二五、八〇〇」と、「一、二九六、〇〇〇」とあるのは「一、二九五、九〇〇」とする。

（登録証明機関の登録更新申請手数料）

第十一条 法第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一六、九〇〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新を申請する場合にあつては、一六、七〇〇円

）とする。

（無線従事者の免許申請手数料）

第十四条 法第四十一条の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、二、〇五〇円（電子申請等による場合にあっては、一、七五〇円）とする。

（無線従事者の免許証等の再交付申請手数料）

第十八条 無線従事者の 免許証又は船舶局無線従事者証明書の再交付の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

（削る）

（削る）

（削る）

一 無線従事者の免許証の再交付 二、五〇〇円（電子申請等による場合にあっては、二、二五〇円）

二 船舶局無線従事者証明書の再交付 二、八五〇円

（削る）

（定期検査手数料）

第二十条 一台のみの送信機を有する無線局について法第七十三条第一項本文の規定による検査（以下「定期検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信

）とする。

（無線従事者の免許申請手数料）

第十四条 法第四十一条の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、一、七五〇円とする。

（免許状等 の再交付申請手数料）

第十八条 免許状、登録状、登録証、免許証又は船舶局無線従事者証明書の再交付の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

一 免許状の再交付 一、三〇〇円

二 登録状の再交付 一、二五〇円

三 登録証の再交付 一、四〇〇円

四 免許証 の再交付 二、二〇〇円

五 船舶局無線従事者証明書の再交付 二、八五〇円

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付の申請をする場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「一、三〇〇円」とあるのは「一、一五〇円」と、同項第二号中「一、二五〇円」とあるのは「一、一五〇円」と、同項第三号中「一、四〇〇円」とあるのは「一、二五〇円」とする。

（定期検査手数料）

第二十条 （同上）

機の規模に従い、次の表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該基本送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

（表省略）

2 二台以上の送信機を有する無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に応ずる次の表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表の額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該送信機については、当該送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

（表省略）

3 前二項の規定にかかわらず、多重放送をする無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一

2
（同上）

3
（同上）

を乗じて得た額)とする。 (表省略)	4 前三項の規定にかかわらず、同一の超短波放送若しくはテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする二以上の無線局について又は超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局及びその放送の電波に重畳して多重放送をする無線局について定期検査が同時に行われるときに当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 一・二 (略)	5 前各項の規定にかかわらず、定期検査が法第七十三条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円(電子申請等により同項の規定による書類の提出をする	る 場合にあつては、二、四五〇円)とする。 6 (略)	7 法第七十三条第一項ただし書の規定による検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、四、七五〇円(当該検査が同条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合にあっては、二、三〇〇円(電子申請等により同項の規定による書類の提出をする 場合にあつては、二、一五〇円)とする。
4 (同上)	5 前各項の規定にかかわらず、定期検査が法第七十三条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、四五〇円)とする。	6 (同上)	7 法第七十三条第一項ただし書の規定による検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、四、七五〇円(当該検査が同条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合にあっては、二、三〇〇円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、一五〇円)とする。	